

## 社会福祉法人くわの福祉会評議員報酬支給基準

### （目的）

第 1 条 この基準は、社会福祉法人くわの福祉会定款第 9 条（評議員の報酬等）に基づき、評議員への報酬の支給基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （報酬支給対象の責務）

第 2 条 評議員への報酬は、評議員としての責務の履行に対し支給するものとする。

### （報酬月額）

第 3 条 評議員の報酬は、各年度 60,000 円を超えない範囲で、月額 5,000 円とする。

### （報酬の支給条件）

第 4 条 報酬を支給する評議員は、支給当該月に 1 日以上在任しなければならない。

### （報酬の支給時期、方法）

第 5 条 評議員に対する報酬は、会計年度毎に 2 回に分けて支給し、前期は 9 月締め 10 月支給、後期は 3 月締め 4 月支給とし、それぞれの 1 日以上在任した月数に第 3 条の報酬月額を乗じた金額を支給する。

2 支給方法は、予め当該評議員より指定された口座に送金するものとする。

### （改廃等）

第 6 条 この基準についての変更、改正、廃止は、評議員会で定めるものとする。

附則 1 . この基準は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。